

○国土交通省告示第二百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道42号改築工事（新宮紀宝道路）

第3 起業地

1 収用の部分 三重県南牟婁郡紀宝町成川字鶴子及び字山瀬並びに鶴殿字山根及び字上地地内

2 使用の部分 三重県南牟婁郡紀宝町成川字鶴子及び字山瀬並びに鶴殿字上地地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道42号改築工事（新宮紀宝道路）」（以下「本件事業」という。）は、三重県南牟婁郡紀宝町成川字耳切地内の紀宝インターチェンジ（仮称）から和歌山県新宮市あけぼの地内の新宮北インターチェンジ（仮称）までの延長2.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道42号（以下「本路線」という。）は、静岡県浜松市を起点とし、和歌山県和歌山市に至る延長約521kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する紀宝町及び新宮市は、「吉野熊野国立公園」や世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野速玉大社や熊野参詣道などの観光資源を有していることから、観光入込客数が多いとともに、本路線は当該地域の観光周遊ルートとして利用されている。また、新宮市は、木材産業が盛んな地域であり、紀南地方唯一の外貿港湾である新宮港から陸揚げされた輸入木材の原木や、市内で集荷された紀州材などの国産木材の原木は、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）等を経由し周辺地域の工場に輸送され、工場で加工された住宅用部材等は本路線等を利用して近畿圏及び中京圏などに出荷されている。

しかしながら、現道は、観光等に広く利用されるとともに、沿線には大型商業施設や救急医療機関等が存することなどから、観光等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、和歌山県新宮市神倉1丁目・2丁目地内で18,312台/日であり、混雑度は1.47となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、近畿自動車道紀勢線と連絡することで、近畿圏及び中京圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年10月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第

75号)における国際希少野生動植物種であるアカウミガメ、国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンバ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、ヤクシマアカシユスラン等、準絶滅危惧として掲載されているマツバラシ、ウスギムヨウラン等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、起業者は、今後、三重県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である西側ルート案及び東側ルート案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの移転対象物件数が少ないこと、橋梁の総延長が短いことなどから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、近畿圏及び中京圏における広域的な高速交通ネットワーク

の形成により物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる高速自動車道紀南延長促進協議会等より、地域活性化及び大規模災害への備えとしての観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県南牟婁郡紀宝町役場